

## 家庭福祉課關係



## 1. 社会的養護体制の拡充について

### (1) 後期行動計画の策定について

次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画の策定に際し、社会的養護が次世代育成支援対策に含まれることが、改正児童福祉法により、法律上明確化されたところである。これを踏まえ、国の行動計画策定指針の改正案では、地域の実情に応じ社会的養護体制の充実を図るため、社会的養護の提供量を見込む際に勘案する事項のほか、家庭的養護の推進や施設機能の見直し、自立支援策の強化、人材確保のための仕組みの強化等、今後都道府県が計画を策定するに当たっての方向性や考え方をお示ししたところである。

昨年10月に実施した社会的養護ニーズ把握調査の結果等に基づき、社会的養護を必要とする児童数の見込み方等については具体的な例をお示しすることとしているので、指針と合わせて参考とし、各自治体におかれては計画の策定作業を進められたい。

### (2) 里親制度の改正等について

虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要である。里親制度は、そのような観点から、社会的養護の諸施策の中でも極めて重要なものの一つであり、その拡充を図る必要がある。(関連資料1 (205頁))

このため、改正児童福祉法により里親制度の見直しを行うこととしたところであり、里親制度の改正内容の詳細や、本年4月の施行までの準備等については、1月の主管課長会議において説明したところである。

各自治体においては、里親制度の変更に伴う手続き等について里親への周知や研修の実施等をお願いする。特に、施行日の時点で児童を委託している養育里親については、必要な研修を受講しないと里親手当が新手当額にならないため、ご留意願いたい。

また、里親制度の拡充を実際に進める上で、里親制度の普及啓発や里親に対する訪問相談等の支援を充実させることは極めて重要なことである。「里親支援機関事業」(関連資料2、3 (206頁、207頁))については、里親会等に事業の一部を委託する等の工夫をこらし、積極的かつ効果的な実施を図られたい。また、好事例等について紹介していきたいと考えているため、その際にはご協力をお願いしたい。

### (3) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の創設について

社会的養護において家庭的な養護を推進するという観点から、改正児童福祉法により小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）を平成21年度より創設することとしたところである。

ファミリーホームの基準等については1月の主管課長会議及び児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（案）（以下「省令案」という。）でお示ししているほか、詳細については、別冊（交付要綱、実施要綱等）資料12「小規模住居型児童養育事業実施要綱（案）」のとおりである。

ファミリーホームの単価に含まれているものについては、次のとおり1月の主管課長会議でお示したが、詳細は別冊（交付要綱、実施要綱等）資料3のとおりである。

#### [事務費]

常勤職員1名、非常勤職員2名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費

#### [事業費]

一般生活費、教育費、医療費等里親と同様

今後、この事業が増えることにより、家庭的な環境の下での養護の一層の充実を図ることができるものと考えている。当該事業は新しい事業であることから、各自治体においてファミリーホームを今後実施したいという希望者がある場合には、手続きや実施時期等についてよく相談をしながら進めていただくようお願いする。

また、ファミリーホームに入居した児童に係る障害児通園施設等の取扱いについては、別冊（交付要綱、実施要綱等）資料10のとおりとしているため、障害児担当部局とも連携の上、適切に対応されたい。なお、児童デイサービスの利用についてもあわせて整理しているため、ご承知おき願いたい。

### (4) 施設退所後の支援について

社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たって、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果様々な困難に突き当たることが多い。このような子どもたちの自立への支援を進めるとともに、自立した後も引き続き子どもを受け止め、社会的に自立できるよう継続的に支援を行うことが重要である。

#### ① 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の拡充

改正児童福祉法による児童自立生活援助事業の見直しについては、1月の主管課長会議及び省令案でお示ししているほか、詳細については、別冊（交付要綱、実施要綱等）資料13「児童自立生活援助事業の実施について（一部改正案新旧表）」のとおりである。

自立援助ホームの単価に含まれているものについては、次のとおり1月の主管課長会議でお示ししたが、詳細は別冊（交付要綱、実施要綱等）資料3のとおりである。

[事務費]

常勤職員2名、非常勤職員1名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費

[事業費]

一般生活費、被虐待児受入加算費、特別育成費、職業補導費、葬祭費

この事業については、改正児童福祉法（改正後の児童福祉法第33条の6第1項）で、その実施が地方自治体の義務とされたところであり、各自治体においては自立援助ホームの設置促進に積極的に取り組んでいただくようお願いする。（関連資料4（208頁））

② 地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施

平成20年度より、施設等を退所した子ども達が、生活や就業に関して気軽にスタッフに相談できる体制を整備するとともに、自助グループにおいて相互の意見交換等を行うことができるような場を提供するなど、施設退所者等の地域生活を支援する「地域生活・自立支援事業」をモデル事業として実施しているところである。

平成20年度は4か所の実施となっているが、新たに実施を希望する自治体があれば協議されたい。また、今後好事例を全国に広めていきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。（関連資料5（209頁））

③ 身元保証人確保対策事業の活用

児童養護施設等を退所する子ども等について、自立に向けた支援は大きな課題であり、親がいない等により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないように支援することは極めて重要である。

このため、平成19年度から、子ども等が就職やアパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の補助を行う「身元保証人確保対策事業」を実施している。施設等において本事業を活用していただくよう、周知等をお願いしたい。

## （5）児童福祉施設等におけるケアの充実について

① 施設の小規模化の推進

近年、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設においては、虐待を受けた子どもの入所が増加しているが、虐待等により愛着障害を起こしている子どもに適切なケアを行い、他者との関係性を回復していくためには、これまでの大規模集団による養育では限界があり、でき

る限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係性を重視したきめ細かなケアを提供していくことが求められている。

このような趣旨から、ケア形態の小規模化を図るため、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施並びに児童養護施設を対象とした地域小規模児童養護施設の設置を進めており、子ども・子育て応援プランにおいては、平成21年度までにあわせて845か所を計画的に整備していくこととされている。(関連資料6(210頁))

平成20年7月からは小規模グループケアの複数設置(1施設あたり2か所まで)を認め、地域小規模児童養護施設についても2か所目以降の設置要件を緩和(本体施設の入所率:95%以上→90%以上)するなど、ケア形態の小規模化の一層の推進を図ることとしたところである。

平成21年度予算案においては、このプランの最終年に当たることから、引き続き計画に基づいた対象か所数の増を図ることとしており、これを活用してケア形態の小規模化の推進に努めていただきたい。

#### ② 幼稚園費の創設

平成18年10月現在、児童養護施設に入所している3～5歳児は約4,500人となっている。

児童養護施設、里親等に措置されている児童についても幼児期から適切な教育を行うとともに、学校教育に円滑につなげる必要があることから、平成21年度予算案においては、幼稚園の就園に要する経費(就園奨励費を控除した額)を支弁し、未就学児童の支援を図ることとしたので積極的に活用されたい。

#### ③ 教育費の拡充

近年の社会経済情勢の変化に伴い、児童養護施設等に入所している児童も進学への意欲が高まってきており、平成21年度予算案においては、児童養護施設等に措置されている中学生の学習塾に係る経費を支弁対象とすることとしたところである。

また、学校における放課後の部活動は、入所児童が社会性を身に付ける上でも重要なものであることから、児童養護施設等に措置されている中学生の部活動に係る経費についても併せて支弁対象とすることとしたところであるので積極的に活用されたい。

#### ④ 基幹的職員の配置

社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要があり、具体的には、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員(スーパーバイザー)の配置を義務付ける必要がある

ことが指摘されている。

平成21年度予算案においては、一定の施設経験を有し、一定の研修を修了した者について基幹的職員として位置付け、人件費の改善を図るとともに、都道府県が行う基幹的職員研修事業を創設することとしたところである。研修事業の詳細については、別冊（交付要綱、実施要綱等）資料14「基幹的職員研修事業実施要綱（案）」のとおりであるが、さらに具体的なカリキュラム例について今年度中にお示しする予定である。

基幹的職員の人件費の改善に要する費用については、都道府県が実施する研修を受講しなければ対象とならないため、各自治体においてはできるだけ早期に当該研修の実施をお願いする。

なお、この研修の研修講師等を務める指導者養成研修を、平成21年度より国立武蔵野学院において実施することとしており（関連資料7（211頁））、各都道府県の専門家や施設関係者等の参加にご配慮いただき、都道府県の基幹的職員研修の内容の確保・向上に努めていただくようお願いする。

#### ⑤ 児童家庭支援センターの拡充

児童家庭支援センターについては、改正児童福祉法により、本年4月から、施設附置の要件を廃止し、施設に附置されていなくとも児童家庭支援センターとなることを可能としたところである。

また、平成21年度予算案においては心理療法担当職員について、常勤化（一部）したところである。

法改正後の要件については、

都道府県知事が児童福祉法第27条第1項第2号による指導委託先として適切な水準の専門性を有する機関であると認めたものであり、

ア 相談・支援を担当する職員及び心理療法等を担当する職員を配置すること

イ 夜間や緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう、関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならないこと

ウ 児童相談所など一時保護、ショートステイ等を実施できる機関と連携体制が取れていること

とする予定であり、詳細は別冊（交付要綱、実施要綱等）資料15「児童家庭支援センターの設置運営について（一部改正案新旧表）」のとおりである。

運営機関としては、例えば児童虐待関係で相談実績を有する団体、妊産婦に対する相談支援を行っている医療機関などを想定している。

こうした機関を積極的に活用することにより児童家庭支援センターの設置促進を図っていただくようお願いする。また、今後好事例を全国に広めていきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。(関連資料 8 (217頁))

なお、児童家庭支援センター運営モデル事業については、平成18年度以降実施実績がないこと等から、平成20年度限りで廃止することとする。

## (6) 被措置児童等虐待の防止について

改正児童福祉法により、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るため、適切な対応のための仕組みを整備することとしたところである。

1月の主管課長会議において、「被措置児童等虐待ガイドライン(案)」について説明を行ったところであるが、都道府県においては、被措置児童等虐待に関して、都道府県の関係部局(社会的養護施設を所管する部局、障害児の施設を所管している部局など)の連携体制や通告等があった場合の具体的対応等の体制をあらかじめ定めること、都道府県児童福祉審議会の体制を整備することに加え、関係施設の協議会等との連携・協議を強化し、また、被措置児童等への周知や子どもの権利についての学習機会の確保を図ることをお願いする。

その上で、子どもの福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測される場合等には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いする。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いする。

すべての関係者が子どもの最善の利益の観点をしっかり持ち、法律事項についてはもちろんのこと、運用面での取組も含め、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応等のための様々な取組を総合的に進められたい。

## 2. 児童養護施設等の整備について

児童福祉施設等の施設整備については、「児童福祉施設最低基準」、「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準」、「婦人相談所設置要綱」(昭和38年3月19日厚生省発社35号)の設備基準により行われて

いるところであるが、これを遵守することのみならず、次世代育成支援対策施設整備交付金（以下「交付金」という。）に係る整備計画策定にあたっては、入所者の居住環境に十分配慮した施設整備をお願いする。

特に、入所者の居室については「児童福祉施設最低基準」等で一室の定員及び一人当たりの面積が定められているが、創設や増改築に当たっては、中・高校生等の思春期児童やその他の入所者のプライバシー等に十分配慮し、個室化を積極的に進められたい。

また、平成16年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」において、平成21年度までに児童養護施設等のケア形態の小規模化を計画的に推進することとしているので、「地域小規模児童養護施設」、「小規模グループケア」の積極的な整備の推進に努められたい。

平成21年度予算案において、小規模住居型児童養育事業・児童自立生活援助事業を実施するための施設（以下、それぞれ「ファミリーホーム」・「自立援助ホーム」という。）及び小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の整備費を次世代育成支援対策施設整備交付金の対象とするとともに、心理療法室整備加算・親子生活訓練室整備加算・通所部門加算の対象となる施設を拡大することとしているので積極的に活用し、入所児童等に対するケア体制の充実に努められたい。

（各加算について拡大される施設種別）

・心理療法室

現行対象施設：児童養護施設、情緒障害児短期治療施設

追加対象施設：乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設

・親子生活訓練室

現行対象施設：児童養護施設、乳児院

追加対象施設：児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設

・通所部門

現行対象施設：児童自立支援施設

追加対象施設：情緒障害児短期治療施設

また、ファミリーホーム・自立援助ホームの整備にあたっては、独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業の対象となるとともに、自立援助ホームの融資率については平成21年度に75%から80%に改善される予定であるので了知されたい。

### 3. 総合的な母子家庭等自立支援策の展開について

#### (1) 児童扶養手当について

##### ① 児童扶養手当の手当額について

児童扶養手当の手当額については、「児童扶養手当法」、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定を行うこととされている。

平成20年度の児童扶養手当額は、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の規定による特例措置により、「児童扶養手当法」の規定による本来額とは異なる特例額とされており、その額は本来額よりも1.4%高い額とされている。

平成21年度の児童扶養手当額については、平成20年の全国消費者物価指数の上昇が対前年1.4%であるため、平成21年度は本来額が特例額と並び、手当額は本来額によることとなるが、結果的に平成20年度の特例額と同額に据え置かれることとなる。

#### 手当額

	(平成20年度)		(平成21年度)
全部支給(月額)	41,720円	→	据え置き
一部支給(月額)	41,710円	→	据え置き
			～9,850円

##### ② 児童扶養手当の一部支給停止について

平成20年4月分の児童扶養手当より実施されている児童扶養手当一部支給停止措置及び一部支給停止適用除外に係る事務について、多大なご尽力とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

各自治体におかれては、一部支給停止適用除外手続を行っていない受給資格者との連絡、手続の支援等に引き続きご尽力をいただいていることと存じ上げるが、こうした支援をさらに進めていただくとともに、手続を行った受給資格者については、一部支給停止措置の決定を取り消した後、速やかに差額を随時支払うなど、受給資格者の立場に立ったきめ細かい対応を今後ともお願いしたい。

また、就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられないために一部支給停止となった方に対しても、現況届などあらゆる機会を通じ、就業に向けた取り組みを促していただくようお願いする。

(関連資料9、10(218頁、219頁))

## (2) 母子家庭等の就業支援対策の充実・強化について

母子家庭等自立支援対策については、平成14年に母子及び寡婦福祉法等が改正され、平成15年度から、①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策の4本柱による自立・就業に主眼を置いた総合的な自立支援策を展開しているところであるが、母子家庭の平均年間収入はなお低い水準にあり、低所得世帯が多くを占める状況に大きな変化はみられないところである。

経済・雇用環境が非常に厳しい状況にある中、母子家庭等の自立促進のためには、一層、就業支援に力を入れていく必要があるが、各事業については、未実施の自治体もなお多いことから、未実施の自治体におかれては事業の空白地がなくなるよう早急に事業を開始するとともに、既に事業を実施している自治体においても、積極的な取組を行うことにより、母子家庭の就業の促進が図られるようお願いする。

また、就業支援に関する施策については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策を実施しており、母子家庭の母等の就業支援を推進するためには、それらの施策も活用することが必要である。そのため、各自治体におかれては、ハローワーク等の労働関係機関と十分に連携を図り、それらの実施している施策も含め広報等を行うとともに、各事業の実施にあたってはよく連携し、効果的な実施に努められたい。

さらに、前述の児童扶養手当の一部支給停止措置に関しては、児童扶養手当担当部局と就業支援等担当部局とが連携しつつ、各種就業支援施策の周知やそれらの利用に向けた働きかけについて、特段の配慮をお願いしたい。

### ① 母子家庭等就業・自立支援事業

#### ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業

本事業については、センターの設置については全国的にサービスの体制が整ったところであるが、就業支援事業等の各メニュー事業ごとの実施状況をみると、自治体によりかなり差がある状況である。一貫した就業支援サービス等を提供するという事業の趣旨に鑑みれば、全てのセンターにおいて、全てのメニュー事業が実施されることが望ましいので、未実施のメニュー事業がある自治体におかれては、早急に実施することをお願いする。(関連資料11(220頁))

また、本事業の実施にあたっては、(1)職業紹介の許可の取得、(2)ホームページの開設等により効果的な事業の実施に努めるとともに、(3)平日の夜間や土日祝日における相談の実施、(4)相談中や講習中に子供を預かる託児コーナーの設置、(5)女性相談員の設置等、母子家庭の生活実態に即した実施が可能となるよう、きめ細かな支援体制を整備されたい。

## イ 一般市等就業・自立支援事業

本事業は、母子家庭の母等が、できるだけ身近な地域において就業支援が受けられるよう、一般市等を実施主体として、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業を実施可能としたものである。都道府県等におかれては、母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施により培ってきたノウハウの一般市等への提供や、一般市等が行う事業と連携しその実施を支援する等、より多くの一般市等において事業が実施されるようご協力をお願いしたい。

## ② 母子自立支援プログラム策定等事業

### ア 母子自立支援プログラム策定等事業

様々な事情や課題を抱える母子家庭の母に対して効果的な自立支援を行うためには、個々の母子家庭の実情に応じた支援が重要となる。

本事業については、都道府県や市等が母子家庭の母の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定するものであり、個別的なきめ細やかな支援を行う上で極めて有効な事業である。そのため、平成19年12月に策定した『福祉から雇用へ』推進5か年計画』においても、①平成21年度までに実施自治体の割合を100%とし、②平成23年度までにプログラム策定件数を2万件とすることを目標として掲げているところであり、未実施の自治体については早急に取り組むとともに、実施している自治体におかれても、積極的に取り組まれない。

また、平成20年度から、直ちに就業活動に移行できない母子家庭の母について、就業意欲を醸成するためにボランティア活動等を行う就業準備支援コース事業を創設しているため、各自治体におかれては、積極的な実施にご協力いただきたい。

なお、本事業については、児童扶養手当の一部支給停止措置に関しても、就業に向けた活動の一つとして活用が図られるものと考えられることから、児童扶養手当担当部局とよく連携して積極的な活用を図られたい。

## イ 生活保護受給者等就労支援事業

母子自立支援プログラム策定等事業と関連して、児童扶養手当受給者等を対象に、ハローワークが、福祉事務所等と連携して就労支援プランを策定する「生活保護受給者等就労支援事業」を実施しているところである。そうした中、母子自立支援プログラム策定員等の母子家庭の支援担当者からハローワーク等に対する支援要請が円滑に行われ

ないケースが見受けられることから、昨年10月に、ハローワーク等に対する円滑な支援要請が行われるような体制整備等について、事務連絡により依頼しているところであるので、管内の市等も含め特段の配慮をお願いする。

また、プログラム策定に当たって、予めハローワークに個人情報を提供することについて本人の同意を得た上で策定する等、円滑な支援要請が可能となるような工夫をお願いしたい。(関連資料12(221頁))

### ③ 母子家庭自立支援給付金事業

就業経験の少ない母子家庭の母の就業のためには、就業に結びつきやすい資格を取得することが有効であるが、資格の取得のためには長期間、養成機関に通うことが必要になることから、その間の生活の不安や負担を小さくすることが重要である。

そのため、本事業のうち、養成機関に通う期間中の生活費の負担軽減のため支給する高等技能訓練促進費について、より多くの母子家庭の母の資格取得を促進する観点から、平成20年度第2次補正予算により支給期間を「修業期間の最後の1/3の期間(上限12か月)」から「修業期間の後半1/2の期間(上限18か月)」に延長することとしたところであるので、各自治体におかれては、母子家庭の母や養成機関に対する適切な周知についてお願いしたい。(関連資料13(230頁))

また、①高等技能訓練促進費における所得水準に応じた給付額の設定及び②入学支援修了一時金の支給については、平成21年度から具体的な適用が始まることから、課税状況の確認等事務に遺漏なきよう実施されたい。

また、母子家庭自立支援給付金事業については、『福祉から雇用へ』推進5か年計画において、平成21年度までに実施自治体の割合を100%とすることを目標として掲げているところであり、未実施の自治体については早急に取り組まされたい。

### ④ 日本版デュアルシステムの拡充

平成20年度から、公共職業訓練において、日本版デュアルシステムが拡充され、母子家庭の母等も含めた職業能力形成機会に恵まれなかった方々を対象に、独立行政法人雇用・能力開発機構を通じ、専門学校等の民間教育訓練機関等における座学と企業での実習を一体的に組み合わせた委託訓練を実施しているところである。

各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。(都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。)(関連資料14(231頁))

⑤ 技能者育成資金貸付の拡充

平成20年度から、委託訓練活用型デュアルシステム受講者等に対し、訓練受講期間中の生活費等について、独立行政法人雇用・能力開発機構から貸付けを行ってきたところであるが、平成20年度第1次補正予算において、貸付額の引上げを行うとともに、母子家庭の母等について、一定の要件を満たした場合の返還免除制度を創設したところである。

また、第2次補正予算においても、対象者に離職した派遣労働者等を追加するとともに、返還免除要件の緩和及び扶養家族を有する方々に関して貸付額の引上げを行うこととしたところである。

各自治体におかれては、これらについて、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。(都道府県等におかれては、管内の市等においても周知が図られるよう配慮願いたい。)(関連資料15(232頁))

⑥ 中小企業雇用安定化奨励金

平成20年度から、有期契約労働者の雇用管理の改善のために、中小企業事業主が、正社員への転換制度を設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合等に、ハローワークにおいて奨励金を支給する中小企業雇用安定化奨励金事業を実施しているところである。

本事業については、対象となる労働者に母子家庭の母がいる場合に、支給要件の緩和等の拡充措置があるところであり、各自治体におかれては、ハローワークと連携し、企業や母子家庭の母等に対する周知等をお願いしたい。(都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。)

⑦ 母子家庭の母等の特性に応じた職業訓練コースの開発・実施

母子家庭の母等については、DVや離婚等により精神的にダメージを受けている方々もおり、そのような方々については、支援においてもきめ細やかな配慮が必要である。そのため、平成21年度予算案において、そのような母子家庭の母等に対する支援の実績とノウハウを有する民間機関と共同し、独立行政法人雇用・能力開発機構において母子家庭の母等の特性に応じた職業訓練コース開発し、全国数か所で開催することとしているので、留意願いたい。(関連資料16(233頁))

⑧ マザーズハローワーク事業の拡充

平成18年度から、ハローワークにおいて、子育て女性等に対する就職支援の充実を図るため、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに担当者制によるきめ細やかなマッチング支援を行うマザーズハローワーク等の支援拠点を整備してきたところである。既存の98か所(マ

ザーズハローワーク12か所、マザーズサロン36か所、マザーズコーナー50か所)に加え、平成20年度第1次補正予算及び平成21年度予算案において新たにマザーズコーナーを50か所設置することとしているほか、母子家庭の母等の支援機関への出張相談や託児付きセミナーの開催、都道府県労働局が自治体等との連携により設置する「子育て女性等の就職支援協議会」の開催等による子育て支援ネットワークの強化等を行うこととしているので、積極的な協力をお願いする。(都道府県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いする。)(関連資料17(234頁))

⑨ 母子家庭の母の積極的な雇入れについて

各自治体やその関連法人等における職員等の雇入れに際しては、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母子家庭の母の雇入れの促進に配慮していただきたい。

また、その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体において配慮がなされるようお願いする。

⑩ 母子福祉団体に対する事業発注について

平成16年11月に施行された「地方自治法施行令の一部を改正する政令」により、母子福祉団体が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、随意契約によることができることとされているところである。このことを踏まえ、母子福祉団体に対して、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母の就業促進についてご協力をお願いしたい。

**(3) 平成21年度母子家庭の母の就業支援企業表彰について**

母子家庭の母の就業支援表彰については、母子家庭の母の就業支援の社会的機運を高めるため、母子家庭の母を多く雇用している企業、母子福祉団体等に事業を多く発注している事業者を対象として、平成18年度から実施しているところである。

平成21年度においても、関連資料18(235頁)の実施要領(案)に基づき表彰を実施する予定であり、後日、推薦依頼を行うので、その際には、各自治体におかれては、母子福祉団体等と連携し、事業者の推薦についてよろしくお取り計らい願いたい。

**(4) 母子家庭等日常生活支援事業の改正について**

本事業において、生活援助に係る便宜を提供する家庭生活支援員の資格要件については、これまで「訪問介護員(ホームヘルパー)3級以上」

としていたが、講習の受講の負担等を考慮し、これに「一定の研修を受講した者」を追加する等の改正を行う予定であるので了知されたい。

また、本事業については、父子家庭も対象であり、就業により家計を支えながら子育てや家事を行わなければならないひとり親家庭の自立を支援する上で重要な事業である。父子家庭を含め、本事業の対象者に対する周知をお願いするとともに、本事業を未実施の自治体におかれては、早急に事業を開始されたい。

#### **(5) 養育費相談支援について**

平成19年度から、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を設置・運営しているところである。(関連資料19(236頁))

同センターにおいては、母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センター相談員からの養育費に関する相談を受け付けているほか、自治体が行う研修等への講師の派遣も実施しているので、積極的に活用されたい。

また、養育費の取得率の向上を図るため、平成19年度から、母子家庭等就業・自立支援センターに、養育費専門の相談員を配置することとしたところである。相談員については、家庭裁判所の調査官OB等養育費や離婚問題等に詳しい者を専任することが望ましいが、新たに相談員を配置することが困難な場合には、当面、既に配置されている相談員等と兼務させることも可能であるので、未配置の自治体におかれては早急に配置をお願いする。

養育費相談支援センターにおいて、養育費相談支援に関する全国研修会を実施しており、平成21年度においても、養育費専門相談員向けの研修会及び母子自立支援員など広く養育費の相談に従事する者向けの研修会を開催する予定であるので、各自治体におかれては、関係者が積極的に参加できるようお取り計らい願いたい。

なお、養育費相談支援センターより、養育費の取り決めや確保の方法、養育費相談支援センターの業務内容などを記載したパンフレットを各都道府県・市町村に送付しているところであるので、離婚届を提出する戸籍窓口や児童扶養手当の窓口、母子家庭等就業・自立支援センター等の相談窓口等において配布する等活用されたい。

#### **(6) 母子寡婦福祉貸付金について**

本貸付金においては、昨年8月に取りまとめられた「安心実現のための緊急総合対策」に基づき、生活資金の貸付けについて、①生活安定貸付期間における無利子枠を引き上げる(月額2万円、累計48万円→月

額4万円、累計96万円)とともに、②3か月相当額の一括貸付けを可能としたところであるので、申請や相談に訪れた母子家庭の母等に説明する等周知に努められたい。また、①に伴い、平成15年度から可能としている養育費取得に係る裁判等に要する費用に充てるための生活資金の一括貸付けにおいても、無利子枠を24万円から48万円に引き上げているので留意されたい。

なお、貸付けの償還については、平成17年度の予算執行調査により償還率の向上に向けた更なる取組の推進について指摘されたところである。経済的自立の助成等を図るといふ貸付けの制度趣旨を踏まえ、貸付けに際して、母子自立支援プログラム策定員や母子家庭等就業・自立支援センター等と連携し、就業支援策と一体的に実施する等、償還率の向上に努められたい。

## 4. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について

### (1) 婦人相談所等における体制強化について

平成19年度における婦人相談所及び婦人相談員の受け付けた来所による相談状況を見ると、夫等の暴力を主訴とする者の相談件数・割合ともに増加しており、23,758人（前年度22,315人）、30.7%（前年度29.6%）となっている。（関連資料22（249頁））

このような状況を踏まえ、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）に対する対策として、休日・夜間電話相談事業、婦人相談所職員等への専門研修、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設における心理療法担当職員の配置等様々な事業に関する予算を計上してきたところであるが、今後もご活用いただき、被害者の相談、保護等の支援体制の充実、強化を図られたい。

また、平成21年度予算案では、新たに次のような事業を行う予定であるので、被害者の相談、保護等の支援を一層充実させるため積極的に活用されたい。

#### ① 婦人相談所がDV被害者等を一時保護委託するための経費の充実

DV被害者等の一時保護委託件数（平成19年度実績：1,661件）は年々増加しており、同時に同伴家族（平成19年度実績：2,089件）の数も増加している。同伴家族のうち乳幼児の占める割合は約53%（平成19年度実績）で、同伴家族の二人に一人が乳幼児となっている。乳幼児期は、食事面、衛生面、安全面等において手厚

いケアが必要であることから、このような状況に対応できるよう同伴児童のうち特に乳幼児に対するケアを充実するため、新たに乳幼児用の単価を設定することとした。

② 婦人保護施設における子どものケアの充実

婦人保護施設には、DV被害者等（平成19年度在在所者数：1,314人）が入所しているが、同伴家族として多数の児童（平成19年度在在所者数：502人）も入所している。これらの児童は、保護に至る経過において様々な家庭内の混乱に巻き込まれており、DVの目撃による心理的外傷やネグレクト等の不適切な養育の影響から情緒面や行動上の問題を抱えていることも多い。こうした児童の状態に応じた個別ケアが必要な状況になっていることから、保育や学習支援を含めた同伴児童へのケアの充実を図るための指導員を配置することとした。（別冊（交付要綱、実施要綱等）資料17）

③ 人身取引被害者や外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修の実施

人身取引被害者（平成19年度一時保護人数：36人）及び外国人DV被害者（平成19年度一時保護件数：407件）への適切な支援を確保するため、都道府県又は地方入国管理局等の関係機関に登録している通訳者や既に他の分野で通訳として活動している者及び外国語能力が高く被害者支援に意欲のある者を対象として、人身取引及びDVの専門的な知識を持った通訳者の養成研修を都道府県が実施する場合に補助を行うこととした。

さらに、障害があること等特別なニーズをもった被害者への相談や保護等に当たっては、施設のバリアフリー化などにより適切な対応をお願いしたい。

各都道府県においては、被害者の安全確保、支援の充実に向け、民間の支援団体を含む関係機関との連携、研修の充実等、被害者に対する万全の対応及び婦人相談所等の体制整備について一層の取組をお願いする。

**（2）配偶者からの暴力被害者に対する自立支援等について**

DV被害者に対する自立支援等については、婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談員等により従来から行われてきたところであるが、最近の新たな取り組みのうち主なものは、以下のとおりである。

① DV被害者の一時保護の委託について

被害者が、婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に直接来所し一時保護を求めた場合には、当該施設は、速やかに、被害者の安全を確保し、婦人相談所に連絡すること、婦人相談所は、速やかに、一時保護の要否判断、委託の適否の決定及び当該施設にそのまま委託することを含め、委託先施設の決定を行い、被害者及び当該施設に伝えることとした。

※「配偶者からの暴力被害者の一時保護の委託について」の一部改正について（平成20年1月11日雇児福発第0111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）

② DVを受けた被扶養者の取扱い等について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号。）において、被害者の自立支援に係る医療保険に関する事項の見直しが行われ、医療保険上の取扱いについて、婦人相談所の証明書等により、被害者等が被扶養者等から外れることができること、加害者である被保険者は健康保険法第57条等に規定する第三者と解すること、被害者等の医療費通知は被害者から申し出のあった送付先に送付することを示した。

※「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」（平成20年2月5日保保発第0205001号厚生労働省保険局保健課長通知）等

③ 児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について

DV被害者が、現に児童手当を受給する配偶者と別居しながら支給要件児童を監護しており、配偶者が監護及び生計要件を満たさない場合については、配偶者への支給を停止し、申請によりDV被害者に児童手当を支給すべきものとしてきたところである。しかし、配偶者からの暴力の事実を把握することが必ずしも容易でなく、支給事由消滅の判断を適切に行うことが難しい場合もあることから、DV被害者に係る児童手当の取扱いについて、現に児童手当を受給する配偶者と別居しながら支給要件児童を監護しており、配偶者が監護及び生計要件を満たさない場合に、職権により配偶者への支給を停止し、申請によりDV被害者に児童手当を支給するための事務処理に関する運用指針を示した。

※「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について」（平成20年5月9日雇児発第0509004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

このように、被害者の安全の確保に配慮することを第一に自立支援等を行うこととされていることから、関係機関に対し引き続き周知徹底をお願いしたい。

### (3) 人身取引被害者の保護について

- ① 人身取引被害者の保護については、これまで婦人相談所等に保護を求めてきた254名（平成20年11月末現在）について、適切に保護が行われてきたところである。

また、平成17年度より人身取引被害者について、婦人相談所から民間シェルター等への一時保護委託を実施しているところであり、平成20年11月末までに89名の一時保護委託が実施されたところである。（関連資料23（255頁））

- ② 婦人相談所の体制についても、外国人対応のための通訳雇上費、人身取引被害者の医療費（他法他制度が利用できない場合に限る）、弁護士等による法的な援助や調整等、鋭意体制整備を進めてきたところである。

各都道府県においては、これらの予算を活用し、今後も引き続き、人身取引被害者に対する適切な保護をお願いしたい。

- ③ 被害者への対応等については、平成18年3月に厚生労働省が民間シェルター等の協力を得て作成し、婦人相談所等の関係機関に配布した「婦人相談所における人身取引被害者支援の手引き」等で示してきたところである。今後とも婦人相談所職員への専門研修等の場において、人身取引等外国人被害者に対する相談・保護を課題として取り上げるなどにより、人身取引や被害者の実態等について知見を深めていただくようお願いする。その際には、すでにノウハウを有している民間団体等の協力を得るなど、有効な研修等の実施をお願いする。